

提案補足資料

国家戦略特別区域等における 規制改革事項に係る提案について

平成30年2月28日

大 津 市





目次

(1) 自家用自動車の活用	P 1・P3
(2) 自動運転サービスの実施	P5
(5) 外国人人材の活用による子育て家庭における家事・子育て支援	P7
(6) 外国人人材の活用による保育士不足解消	P9
(7) 外国人人材の活用による訪問介護人材の不足解消	P11
(提案外検討事項①)ドライバー不足の解消	P13
(提案外検討事項②)旅館・ホテル業従業員不足の解消	P15

提 案 名	(提案番号) 1-1	自家用自動車の活用(1)
提案の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ◆自家用自動車の活用による外国人観光客の移動手段の確保 外国人観光客を対象とした自家用有償運送を導入 ◆岩盤規制・道路運送法第78条の規定：自家用自動車による有償運送の禁止 	
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ◆国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、自家用有償運送事業の実施にあたっては既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との協議を十分に行うべく努めることとされており、タクシー事業者との協議は不可欠 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を検討することが必要 	
認定後の 具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆外国人観光客を対象とした自家用有償運送の導入を目指し、タクシー事業者等との協議を進める。 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を進める。 ◆配車システム事業者との調整を進め、自家用有償運送サービスを導入する。 	

①提案の骨子

特区による法規制の緩和

・道路運送法78条（抜粋）
自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。

自家用有償運送の実施

・外国人観光客等を対象とした輸送サービスの仕組みを確立

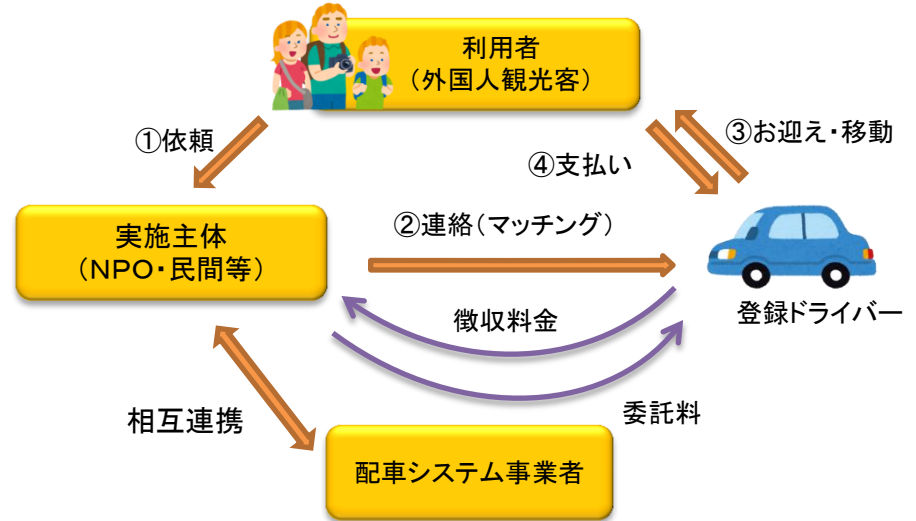
自家用自動車の活用による地域の課題解決・活性化

・外国人観光客の移動手段として活用
・交流人口の増加による地域の活性化

③具体的方策

外国人観光客を対象とした自家用有償運送の実施

○事業スキーム(案)



②課題の整理

1. タクシー事業者との協議

国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との十分な協議が必要とされている。

2. 実施主体の設立

NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めて実施主体の設立を検討することが必要。

④スケジュール(案)

項目	H30				H31											
	3月	4月	5月	～	9月	10月	11月	12月	1月	2月	～	5月	～			
関係者協議	→															
実施主体の設立 (NPO、民間等)					→											
事業実施準備										→						
外国人観光客向け 自家用有償運送の実施													→			

提 案 名	(提案番号) 1-2	自家用自動車の活用(2)
提案の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ◆自家用自動車の活用による、交通不便地域の市民を対象とした移動手段の確保 ◆岩盤規制・道路運送法第78条の規定：自家用自動車による有償運送の禁止 	
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ◆国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、自家用有償運送事業の実施にあたっては既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との協議を十分に行うべく努めることとされており、タクシー事業者との協議は不可欠 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を検討することが必要 	
認定後の 具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通不便地域の市民を対象とした自家用有償運送の導入を目指し、タクシー事業者との協議を進める。 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を進める。 ◆配車システム事業者との調整を進め、自家用有償運送サービスを導入する。 	

提案名	(提案番号) 2	自動運転
提案の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動運転レベル4(完全無人運転)の早期サービス提供に向け、葛川地域において完全無人自動運転での実証実験を進める。 ◆岩盤規制・道路交法70条、ジュネーブ条約の規定:運転者による適正な操縦 	
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行制度では、自動運転車は運転者の制御下にあることが必要条件となり、完全無人自動運転はできない。ただし、遠隔操作での無人自動運転は可能(警察庁通達より)。 	
認定後の具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成29年度に国土交通省に選定され葛川地域におけるフィージビリティスタディを実施。 ⇒国土交通省との連携を継続。 ◆京阪バス(株)ICT推進部との連携により、完全無人自動運転による実証実験に向けて検討する(技術提供:堀場製作所等)。 ◆葛川地域を対象に実証実験を行うため、地域住民、事業者、警察、学識経験者、行政等から成る協議組織を設置し、協議・調整を図る。 ◆平成30年度に自動運転レベル3による実証実験を葛川地域で実施する。 ◆平成31年度に自動運転レベル4(完全無人自動運転)による実証実験を葛川地域で実施する。 ◆平成32年度に完全無人自動運転による運行サービスを葛川地域において開始する。 	

国家戦略特区による自動運転車の活用について

①提案の骨子

特区による 法規制の緩和

・道路交通法70条、ジュネーブ条約

完全無人自動運転の 実証実験

・産学官の連携で実証実験
・葛川地域独自のビジネスモデルの検証

自動運転サービスによる 地域の課題解決・活性化

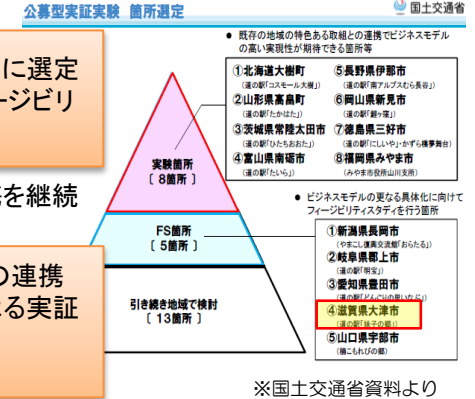
・地域住民の移動手段として活用
・レジャー、観光客の移動手段として活用
・道の駅等への特産品の配送手段として活用

③具体的方策

1. 平成29年度に国土交通省に選定され、葛川地域におけるフィージビリティスタディを実施

国土交通省との連携を継続

2. 京阪バス(株)ICT推進部との連携により完全無人自動運転による実証実験の検討
技術サポート: 堀場製作所等



完全無人自動運転サービスの早期実施を目指す

②課題の整理

○道路交通法70条(抜粋)

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

○ジュネーブ道路交通条約(抜粋)

第8条第1項: 一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない。

第8条第5項: 運転者は、常に、車両を適正に操縦し、又は動物を誘導することができなければならない。運転者は、他の道路使用者に接近するときは、当該他の道路使用者の安全のために必要な注意を払わなければならない。

第10条: 車両の運転者は、常に車両の速度を制御していなければならない。運転者は、状況により必要とされるとき、特に見とおしがきかないときは、徐行し、又は停止しなければならない。

現行制度では、自動運転車は運転者の制御下にあることが必要条件となり、完全無人自動運転はできない。
※遠隔操作での無人自動運転は可能(警察庁通達より)

④スケジュール

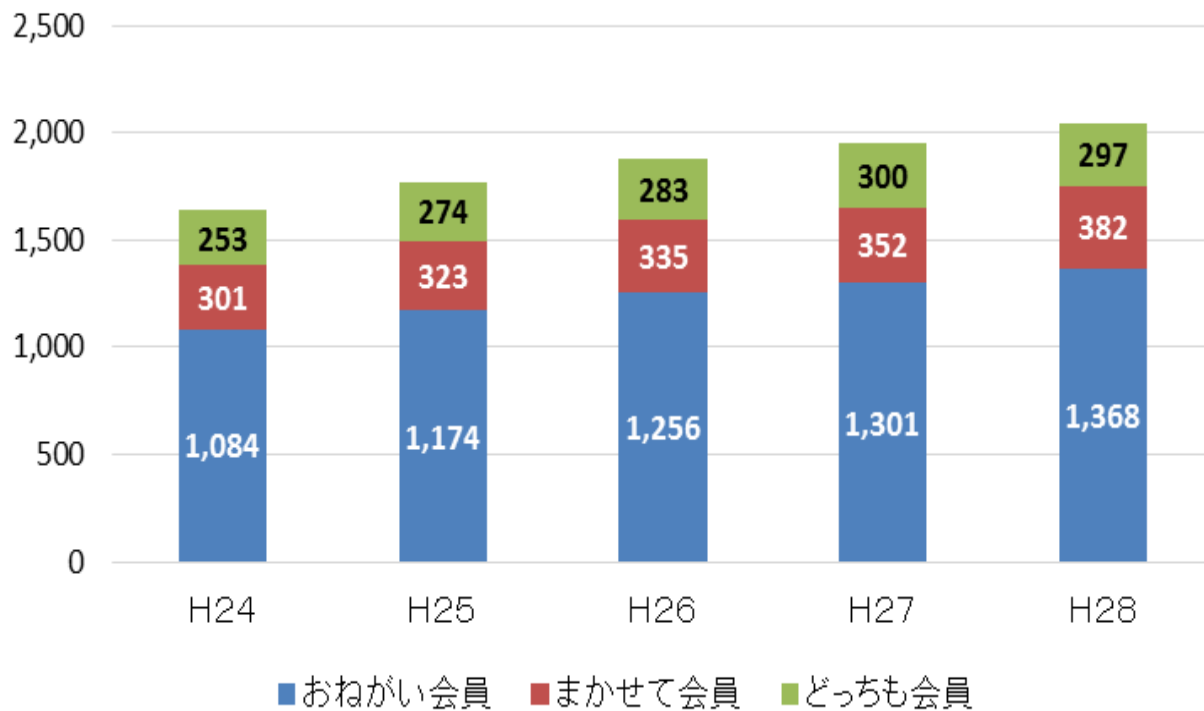
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	～	平成37年度
国家戦略特区の区域指定を受けた場合		実証運行 <レベル3>	無人自動運転 実証運行 <レベル4>	葛川地域等での無人自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	市内の各地域における無人自動運転サービスの実施 <レベル4>
本市の取組(採用されなかった場合)	実証運行に向けたFS調査(国交省)	実証運行 <レベル3>	遠隔操作による実証運行 <レベル4>	葛川地域等での遠隔操作による自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	市内の各地域における遠隔操作または無人自動運転サービスの実施 <レベル4>
国の目標※官民ITS構想・ロードマップ2017より	公道における実証運行			限定地域での無人自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	全国の各地域で高齢者等が自由に移動できる社会 <レベル4>

完全無人自動運転の実証運行を実施することで国の目標達成に寄与

提案名	(提案番号) 5	外国人人材の活用による子育て家庭における家事・子育て支援
提案の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人人材を活用し、子育て中の世帯を中心に、家事・育児負担の軽減を図り、子育て支援を行なう。 ・大津市では、子育て世帯の家事・育児の負担感はまだまだ大きく、担い手も不足している。 ①国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業により、子育て支援と担い手不足の解消を図る。 ②日本に在住する外国人人材を活用して、家事援助や託児と外国語教育を行い、子育て支援の担い手となる。 ・根拠法令は、①国家戦略特別区域法第16条の3 ②入管法第19条(活動の範囲)在留資格「留学」「家族滞在」の規制緩和。 	
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ①・現地での語学を含めた研修と事業者との雇用契約を伴うため参入する企業があるのかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用できる層が限定されるなど実際のニーズを掴むことが困難である。 ②・「留学」「家族滞在」で家事や託児を行なえる人材がどの程度いるのか。募集の方法。 <ul style="list-style-type: none"> ・シェアリングエコノミーを活用した事業展開の手法を企業と協議する必要がある。 ①②・日本では、文化的に他人を家に入れることに対して抵抗感がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・「留学」「家族滞在」で教育が可能かどうか。 (在留資格「教育」は小中学校等の教育機関での教育活動に限定されている。) 	
認定後の具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ①・国・県・入管などと協議を重ねながら第三者管理協議会を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業展開が可能な企業を募り、応募があった企業に対して特定機関基準適合通知を出す。 ・定期的な実績報告を受けるとともに、定期的に監査を実施する。 ②・連携協定を締結した事業者やファミリーサポートセンター等市内で子育てに係る団体に対して、特区により在留資格による就労制限が緩和されたことを周知し、積極的な外国人人材の登録を求めるとともに、市内在住の外国人に対しても、就労制限の緩和について、周知啓発を行なっていく。 ①②・条例制定等により、市内における外国人家事・託児労働について一定の基準作りを行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例等に基づいて、定期的に対象企業から実績の報告を受けて、結果を公表していく。 	

大津市ファミリーサポートセンター

大津市ファミリーサポートセンター会員数



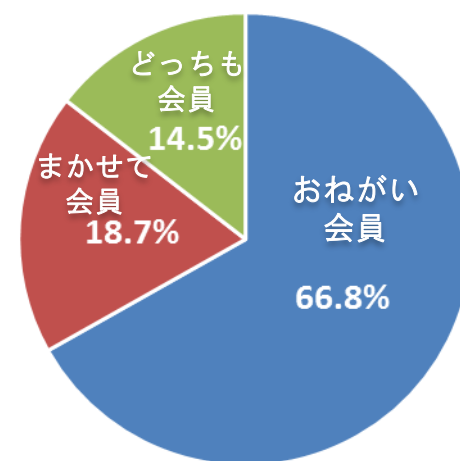
平成28年度の会員数

- ・おねがい会員 1,368名
 - ・まかせて会員 382名
 - ・どっちも会員 297名
- 合計 2,047名

平成28年度の活動件数

4,933件

平成28年度の会員構成



提 案 名	(提案番号) 6	外国人人材の活用による保育士不足解消
提案の骨子	<p>就労が認められる在留資格に「保育」を追加(保育ビザの創設)、技能実習ビザへの資格取得者に対する保育実習制度の追加を行うことで、外国人への保育士就労への門戸を広げ、保育士不足の一助とする。</p> <p>入国管理法【在留資格】</p>	
課題の整理	<p>全国的な保育ニーズの高まりは本市も例外ではなく、同時に保育士不足も本市では深刻である。現状の環境においても離職防止、学生確保、潜在保育士の掘り起こしなどあらゆる手段を活用しているが、同時に、今後の新たな保育士の担い手の育成についても課題として認識しており、外国人人材の活用を検討したい。</p>	
認定後の 具体的方策	<p>特区指定を受けた場合には、先行する介護福祉士の事例を参考にしつつ、外国人日本語能力取得の支援などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○来日し、通学して資格を取得する場合 ○海外で通信課程で資格を取得する場合 	

特区認定から就労までのスケジュール想定

来日留学版

特区認定(課題詳細整理、必要予算請求)

受入可能な養成校との提携・受入準備

受入するために必要な宿舎、留学費用補助、日本語学校との提携など
日本語学校における保育用語取得に関する授業の作成依頼など

留学元の国におけるPR活動

留学生受入(留学ビザ)
留学生の就労に向けた、就労先の受入準備

受け入れ先の保育園への依頼
受入するために必要な宿舎、就労費用補助、保育園における働き方・就労支援策などの支援策策定など

就労開始

通信課程版

特区認定(課題詳細整理、必要予算請求)

提携可能な養成校との協議・準備
通信教育及び現地での日本語フォロー体制の構築

海外への資料発送方法の検討、スクーリング年2~3回の
方法検討
現地における日本語フォロー体制の検討・構築(委託)

留学元の国におけるPR活動

通信課程入学・年数回の来日(スクーリング)

就労先の
受入準備

受け入れ先の保育園への依頼
受入するために必要な宿舎、就労費用補助、保育園における働き方・就労支援策などの支援策策定など

就労開始

提案名	(提案番号) 7	外国人人材の活用による訪問介護人材の不足解消
提案の骨子	<p>○介護分野への外国人受け入れ拡大に向けてH28に「入管法」が、H29に「技能実習法」が改正された。</p> <p>○しかしながら、既存のEPAの枠組み、または新たな技能実習生の枠組みのいずれにしても、在留期間中に国家資格である介護福祉士に合格することがその後の在留資格が与えられる条件となっていることから、介護職員初任者研修(ヘルパー資格)を修了しても在留資格の対象となっていない。</p> <p>○また、在留期間中の技能実習受け入れ機関は「通所」または「入所」施設に限られているため、今後、人材不足が見込まれる「訪問」系の介護人材に求められるスキルを身につける機会がない。</p> <p>○このことから、在留期間中の技能実習受け入れ機関に「訪問」系施設を加えたとともに、介護福祉士の試験に合格できなかった者でも、介護職員初任者研修を修了している者については、在留資格に追加するよう求めるものである。</p>	
課題の整理	<p>○介護分野の有効求人倍率は2倍を大きく超えており、3倍を超えることも予測されているなど、人材不足は深刻である。</p> <p>○このまま人材不足が続けば、必要な介護サービスを提供できなくなるおそれがある。</p>	
認定後の具体的方策	<p>○介護分野の人材不足は慢性的であり、認定された場合、雇用を希望する事業所は多い。</p>	

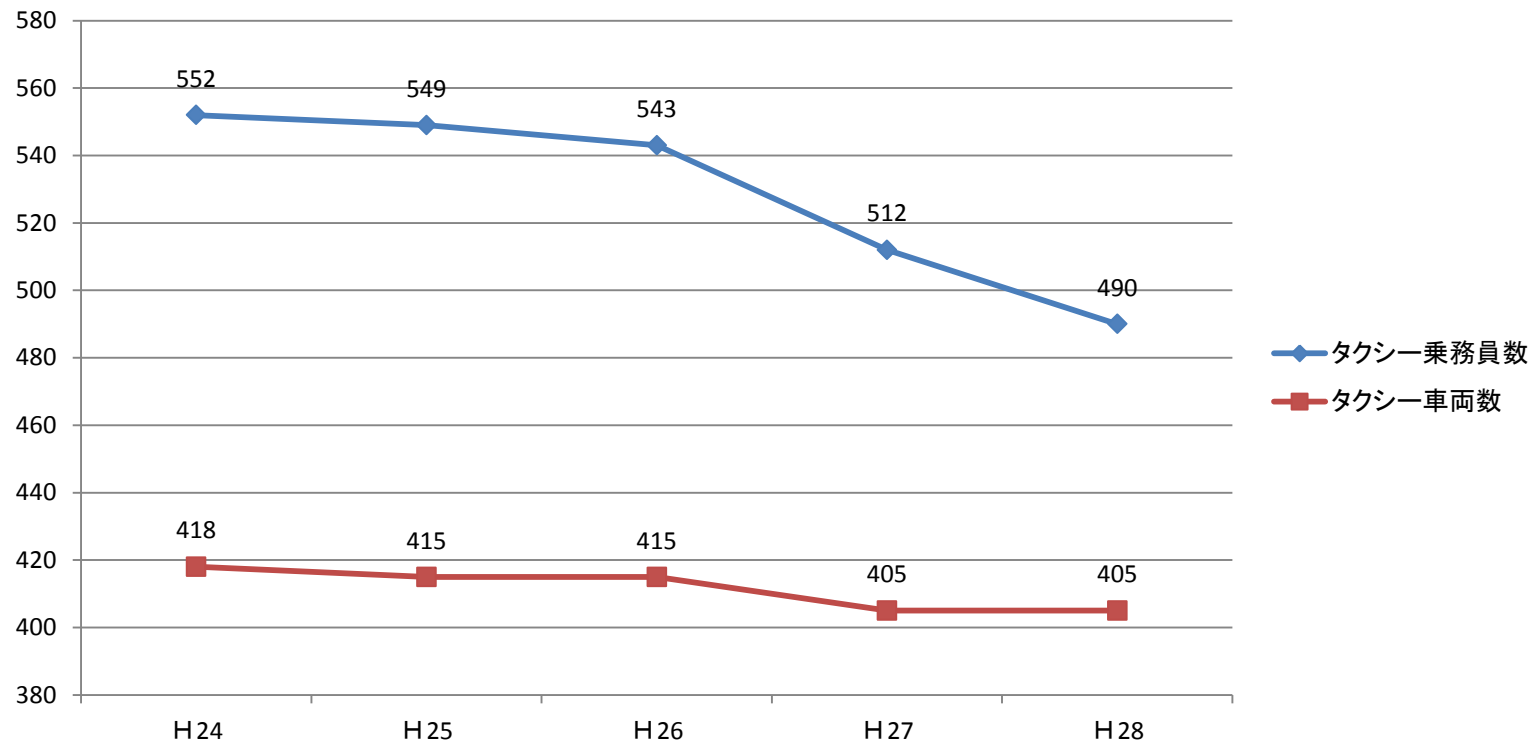
介護福祉士と介護職員初任者研修修了者の違い

	介護福祉士	介護職員初任者研修修了者（ヘルパー）
資格の違い	国家資格	認定資格
受験（受講）資格	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験3年以上＋介護職員実務者研修修了 ・福祉系高校卒業 ・介護福祉士養成施設卒業 	訪問、施設を問わず介護に従事したい者 （年齢、国籍等の要件はないが、研修はすべて日本語）
試験（研修）内容	筆記試験、実技試験	130時間の講習
合格率	平成29年 50.2% （受験153,811人、合格77,251人）	非公表だがほぼ全員
仕事領域	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者や障害者の身体介護 ・介護者への指導 ・サービス提供責任者の要件 ・客痰吸引等の実施（要件あり） 	・要介護者の身体介護
雇用形態	正規雇用が多い	パート雇用が多い
資格のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験5年でケアマネ受験資格が与えられる ・認定介護福祉士へキャリアアップが可能 	・介護福祉士の受験資格である介護職員実務者研修時間が130時間短縮される

提案外 検討事項名	(番号) ①	外国人人材の活用によるドライバー不足の解消
提案の骨子		<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー・バス等のドライバー不足に伴い、規制緩和により、外国人労働者にドライバーの就労ビザを認める。 ・外国人ドライバーについては、学士過程取得以上の条件のもと、第二種運転免許の取得要件を撤廃する。
課題の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件の悪化、賃金の減少等から、タクシー・バス等のドライバーの人手不足が顕著となっており、外国人労働者の雇用を考える運送事業者も多い。 ・運送業のドライバーについては、就労ビザが取得できないことから、日本人と結婚して日本に永住してもらうことを考えている運送業者も存在する。 ・犯罪率を抑制することが重要。
認定後の 具体的方策		<ul style="list-style-type: none"> ・運送事業における就労ビザ等を認めることにより、日本で運転免許を取得することで対応が可能となる。 ・運送業における人手不足が解消できる。 ・途上国の外国人が日本の運送業で働くことにより、物流に関する知識や経験を活かして、途上国にとっても大きな利益となる。

深刻なタクシー運転手不足

タクシー乗務員数及びタクシー車両数の推移(大津市域交通圏)



滋賀運輸支局資料より

提案外 検討事項名	(番号) ②	ホテル・旅館業の従業員不足の解消
提案の骨子	<p>●ホテル、旅館における業務に関連する職種を就労が認められる在留資格に追加することで、外国人就労者を活用して人材不足を解消するとともに、増加する外国人観光客のニーズにも対応する。</p> <p>在留資格：ホテル・旅館業務 該当例：フロント・客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、物販、通訳など</p>	
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館業における人材不足（特に繁忙期）は深刻な課題である。 ①繁忙期（8月）の宿泊客数の増加 ②市内ホテル・旅館における従業員数の減少 ③繁忙期前（7月）の新規求人倍率の増加 ・外国人宿泊客の増加に伴う多様なサービスの必要性 ・ホテル・旅館業における業務は多岐に亘るため、現行の技能実習制度では外国人活用が難しい。 	
認定後の 具体的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・多岐に亘るホテル・旅館業務を外国人の在留資格として認定することで外国人就労が増え、人材不足が解消する。 ・外国人就労が増えることで、増え続ける外国人観光客へ質の高いサービスが提供できる。 ・技能実習制度とは異なり、長期間の外国人就労が可能となり、多岐に及ぶホテル・旅館業でも質の高いサービスが提供できる。旅館における従業員数の減少 	

市内旅館・ホテル業における人材不足現状

～8月(繁忙期)における比較(新規求人倍率は7月の数値)～

項目	平成28年	平成29年	増減	備考
延べ宿泊者数	124,003人	126,971人	+2,968人	観光庁・宿泊旅行統計調査より(大津市分)
延べ外国人宿泊者数	10,729	11,040	+311人	観光庁・宿泊旅行統計調査より(大津市分)
ホテル・旅館の従業員数	1,282	1,225	▲57人	市内ホテル・旅館アンケートより(比較可能な従業員40人以上の11施設を集計)
接客・給仕職の新規求人倍率(パート)	1.31	7.00	+5.69	大津公共職業安定所・職業安定業務月報より
接客・給仕職の新規求人倍率(パート)	3.88	5.33	+1.45	大津公共職業安定所・職業安定業務月報より

※延べ宿泊者数(宿泊数の合計)及び延べ外国人宿泊者数は増加しているが、市内の主要なホテル・旅館の従業員は増えていない。
 ※繁忙期に向けた新規求人倍率は大幅に増えている。

外国人宿泊客数の過去10年間の推移 (H19～H28)

外国人宿泊客数の推移 (人泊)

外国人宿泊客数は平成24年から平成28年までの4年間で4.4倍増加した。

